

西宮市手話通訳者・要約筆記者等派遣事業について

令和5年4月改正

この事業は、聴覚・音声・言語機能障害の方が社会生活上必要とするコミュニケーションを支援するため、手話通訳者等または要約筆記者等を派遣するものです。

利用登録について

(1) 対象者

次のすべてに該当する方は、あらかじめ派遣の利用登録をすることができます。

- ① 西宮市に居住している方
- ② 聴覚又は音声・言語機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた方

(2) 登録方法

以下の書類を市役所障害福祉課に提出してください。

- ・西宮市手話通訳者・要約筆記者等派遣登録申請書
- ・身体障害者手帳（写し）

手話通訳者・要約筆記者派遣を利用することが出来る場面

(1) 派遣対象事由

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 官公庁での手続・相談に関する事 | ② 医療機関受診に関する事 |
| ③ 結婚に関する事 | ④ 葬儀に関する事 |
| ⑤ 契約に関する事 | ⑥ 就職の初回面談等 |
| ⑦ 自治会・町内会活動に関する事 | ⑧ P T A 活動に関する事 |
| ⑨ 学校行事に関する事 | ⑩ 学習に関する事 |
| ⑪ サークル活動に関する事 | ⑫ ボランティア活動に関する事 |
| ⑬ 法律相談に関する事 | |

※政治団体の活動、宗教団体の活動、企業の営利活動、定期的かつ長期にわたる活動、その他社会通念上派遣することが好ましくないと思われる活動は対象外です。

※18歳未満の方からの申請は、内容によっては保護者の同伴を求めています。

(2) 利用場所

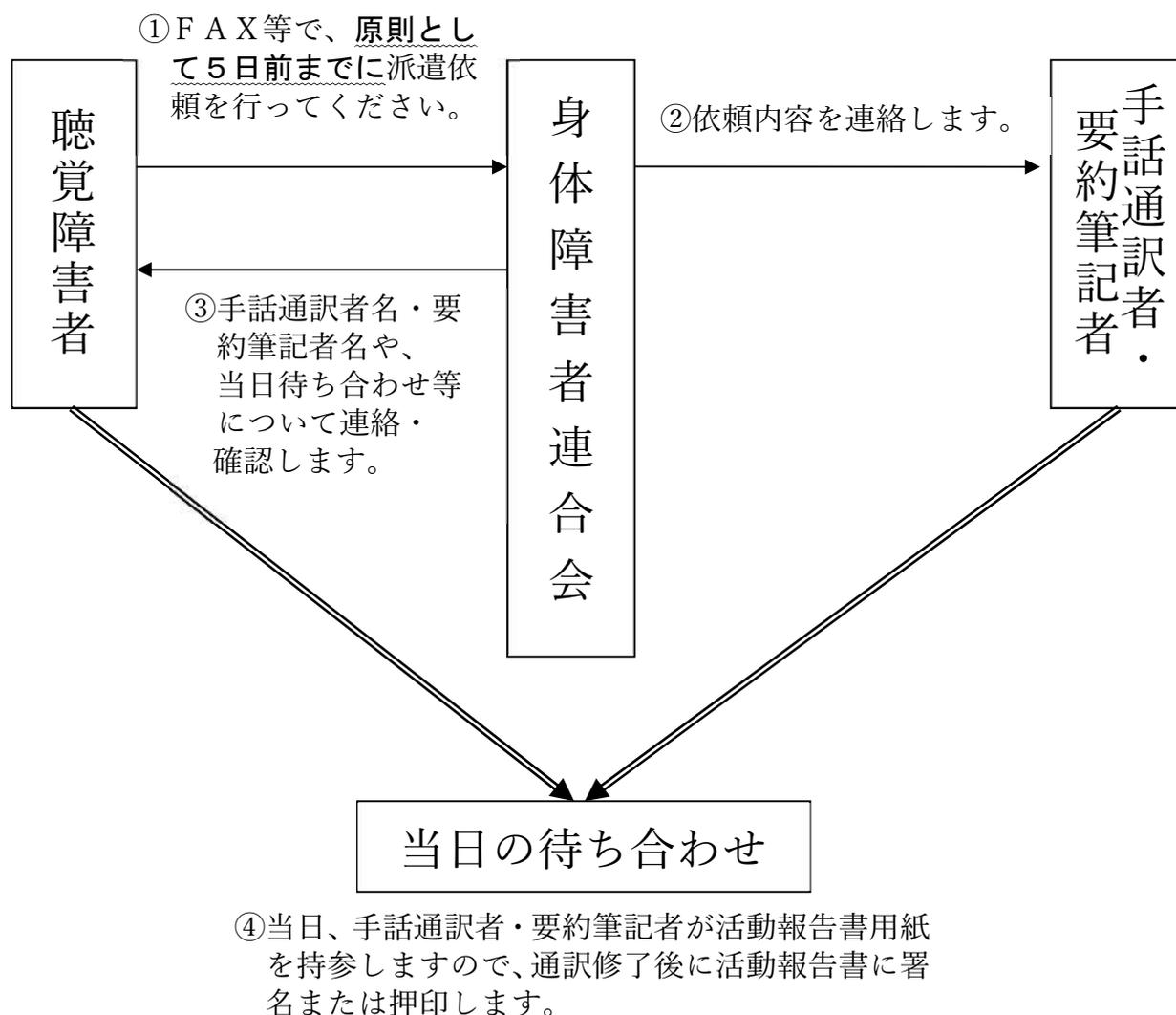
利用ができる区域は、原則として西宮市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、神戸市、大阪市です。ただし、上記区域外でも対応できる場合がありますので、派遣コーディネーターまでご相談ください。

(3) 派遣時間 午前9時から午後5時（原則）

(4) 費用負担

派遣利用の料金は無料です。ただし、入場料がかかる施設等の通訳者の入場料などは利用者の負担となります。

利用方法



※派遣者の調整等やむを得ない事情で、ご希望に添えない場合がありますが、ご了承願います。

[申込先] 西宮市身体障害者連合会

〒662-0913

西宮市染殿町8番17号 西宮市総合福祉センター内

電 話 0798-23-1730

F A X 0798-26-6343

E-Mail sy-sinsyoren@asa.email.ne.jp

派遣内容の一例

官公庁での手続・相談	○ 相談・手続き、運転免許の更新など
医療機関受診	○ 本人の受診、家族・親族の受診の付き添い、訪問看護など 注：お見舞いなどは派遣対象外です。
結婚	○ 結婚式、二次会、両家の挨拶、式場下見・打ち合わせなど
葬儀	○ 葬儀手配、お通夜、告別式など 注：主催者側への確認、了承が必要です。通訳者の入場をお断りされる主催者もあるので、その場合は派遣できません。
契約	○ 自宅工事、福祉施設契約、車の購入契約、家の購入・賃貸契約、保険の契約、携帯の契約など ○ ライフラインに関する手続き（電気、ガス、水道、電話回線）
就職の初回面談等	○ ハローワーク等を利用した就職に関する初回面談、就労継続支援B型・その他事業所等への見学 注：実際に就労することとなった場合、日常の業務では通訳者の派遣は行われないことから、可能な限り当事者間での筆談等によるコミュニケーションをお願いします。
自治会・町内会活動	○ 自治会・町内会の総会、定例会議、役員用務、一斉清掃活動など
P T A 活動	○ P T A 総会、定例会議、運営用務など
学校行事	○ 入学式、卒業式、授業参観、オープンキャンパスなど
学習	○ 西宮市主催・後援の講演会、公民館行事、市民交流センターの行事 注：民間主催の講演会・セミナーについては、別に記載している注意点もご覧ください。
サークル活動	○ 総会、定例会議、運営用務など
ボランティア活動	○ 地域のボランティア活動など 注：災害被災地での活動等、危険を伴うものは派遣対象外です。
法律相談	○ トラブル解決のためや裁判開始までの法律家との相談など 注：刑事裁判は、原則として裁判所等が通訳者等を手配します。
その他	○ 福祉サービス（支援会議、福祉サービス導入時など） 注：福祉サービスの利用時は原則として派遣対象外です。

※交流会及び親睦会は、派遣する行事、活動等から一連の流れで催される場合は派遣対象とします。

※政治団体の活動、宗教団体の活動、企業の営利活動、定期的かつ長期にわたる活動、その他社会通念上派遣することが好ましくないとされる活動は対象外です。

民間企業が主催する講演会・セミナー等について

民間企業主催のセミナー等については、主催者側での情報保障が望ましいですが、主催者が情報保障が困難な場合であって、かつ以下の①から③の要件を満たす場合に、個人派遣の対象とします。なお、同じセミナーに複数の対象者が参加する場合、団体派遣として派遣する場合があります。

ただし、「政治団体の活動」「宗教団体の活動」「企業の営利活動」「定期的かつ長期にわたる活動」「社会通念上派遣することが望ましくないと思われる活動（公序良俗に反するもの）」は対象外です。

- ①セミナー等の申し込みにあたって、主催者に情報保障が付くかをご確認ください。主催者の情報保障が難しい場合は、次の②、③を確認した上で、身体障害者連合会へ派遣を依頼してください。
- ②主催者に情報保障者が同行・入場して良いか確認し、同意を得てください。また、同行者の入場料等について明確にしておいてください。（主催者が負担しない場合は、依頼者が負担することになります。）
- ③派遣申請の際に、セミナー等の内容が分かるチラシ等を添付してください。